

デイサービス ゆたかな家っこ（通所介護）

重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0197-47-6010（午前8時30分～午後5時30分）

担当 生活相談員 佐々木光司・北湯口真由美

＊ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. デイサービスゆたかな家っこ通所介護の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスゆたかな家っこ
所在地	奥州市胆沢若柳字下松原80番
介護保険指定番号	岩手県 0371500810号
サービスを提供する 対象地域	原則として奥州市内（奥州市外は要相談）

(2) 通所介護事業所の職員体制

管理者	1名（常勤）
生活相談員	1名（常勤）
看護師	1名（訪問看護兼務）
機能訓練指導員	2名（理学療法士・作業療法士）
介護士	4名以上
栄養士	1名（委託）

(3) 設備の概要

大ホール、ウォーターベッド

食堂兼機能訓練室

浴室（普通浴室・特殊浴室）

中庭、ウッドデッキ

送迎車（リフト機能付き）

(4) 営業時間

月曜日から土曜日 午前9時00分～午後4時10分（サービス提供時間）

日曜日・年末年始（12月31日から1月3日）は休業

(5) 利用場所 デイサービスゆたかな家っこ

(6) 利用定員 1日につき30人以内

3. サービス内容

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること
- (8) 時間延長サービス

4. 料金

(1)

区 分	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担金
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 560円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は56円です。

- ・入浴加算Ⅰ 介助浴1回あたり 400円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は40円です。

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 利用総額の9.0%（食費、衛生材料費は除外）

- ・中山間地域加算 中山間地域指定の為、胆沢以外の方の利用は合計金額の5%加算となります。

- ・食 費 1食あたり 710円（おやつ代含み）全額自己負担

*リハビリパンツ 110円、パット 55円、おむつ 110円、防水パット（防水性）S-80円
M-113円、L-120円、その他レクリエーション等にかかる費用は自己負担となります。

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日健康増進ゆうゆう館内健康福祉課の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(2) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、28日までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと、領収証を発行致します。

お支払い方法は、納付書での現金納入、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際にお選びいただけます。口座振替は、翌々月1日お引き落としとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設の職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 健康上の理由による中止

①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りします。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、あるいはご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止いたします。その場合、ご家族にご連絡いたしますのでお迎えにきてください。

*サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

(3) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたって

サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当施設の通所介護（デイサービス）の特徴等

(1) 運営の方針

- ・お客様が可能な限りご自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、お客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにお客様のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ・施設において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ・施設の介護職員等は、お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、お客様とご家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、お客様が必要とする適切なサービスの提供に努めます。
- ・施設の介護職員等は、お客様とご家族に対し、サービス内容及びその提供方法についてわかりやすく説明するとともに、適切な介護技術をもってサービスに努めます。また、常に提供したサービスの質の管理、評価を怠りません。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

事 項	留 意 事 項
持 ち 物	・施設内で利用する上履き（ズックをお勧めします） ・歯磨き一式を用意してください。
注 意 事 項	・お金等貴重品等の持ち込みは、ご遠慮ください。 ・持ち物には名前を記載してください。 ・上履きは、こちらで保管しますが、汚れた場合には各自で洗濯をお願いします。 ・入浴は、当施設で用意したタオル・入浴剤を利用願います。（特別な理由で持ち込む場合は許可を受けてください。） ・送迎の集合場所は協議した場所とします。 ・医療的な行為（措置）や感染等の危険がある場合には、事前協議の際に申し出てください。利用開始後に必要が生じた際にも速やかに申し出をお願いします。
そ の 他	・利用日毎に当施設での記録を連絡帳に記載しますのでご確認をお願いします。又、ご家族との連携のためにも活用させていただきます。（ご家族の方からの記載をお願いします。）使用終了した連絡帳は、2年間保管をお願いします。 ・主治医等への定期的な通院は、指示された以外はデイサービス利用日以外でお願いします。

7. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化または事故が発生した場合は、事前の打ち合わせに従い緊急連絡先（親族）、主治医、管理者、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

また、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

緊急連絡先		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医		
	病院又は診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

8. 非常災害対策

- ・消防計画に基づき適時適切に実施します。

9. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しています。

業務継続計画に従い、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。また、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. 個人情報の保護

事業者が得た利用者様又は家族様の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者様又は家族様の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

11. 虐待防止に関する事項

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

また、サービス提供中に、施設従業者又は養護者（利用者様の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. 身体拘束

当事業所は、利用者様、又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び、その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13. 衛生管理等

当事業所は、利用者様の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生管理上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設ご利用者苦情受付担当

専務取締役 佐々木崇裕（電話0197-47-6010）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奥州市 健康増進悠々館内 健康福祉課	0197-46-2977
最寄りの民生委員	
岩手県国保連合会 介護保険係	019-623-4325

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者 株式会社ケアサービスゆたか
住 所 奥州市前沢駅東三丁目4番地15
代表者 代表取締役 佐々木 裕 印

事業所 デイサービスゆたかな家っこ
(介護保険事業所番号 0371500810号)
住 所 奥州市胆沢若柳字下松原80番
管理者 佐々木 崇裕 印

説明者 デイサービス ゆたかな家っこ
職 員 生活相談員 佐々木 光司

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印